

**令和4年度
補正予算説明資料
(6月23日専決処分)**



大台町

1 補正予算の要旨

社会保険加入中であつた方が、国保喪失の届出がされていなかったことが判明したため、地方税法第17条の5第4項の規定に基づき賦課（減少）決定が行われました。対応する予算について、不足する見込みであることから、所要の措置を講じるものです。

なお、速やかに当該保険税（還付加算金を含む）の還付を行う必要があり、臨時会を招集する時間的余裕がないことから地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行っています。

2 補正予算の規模

（単位：千円、％）

会計名称		予算現計 A	補正額 B	補正後累計 C	増減率 B/A
一般会計		7,730,807	—	7,730,807	—
特別 会計	国民健康保険事業 特別会計	1,168,245	2,118	1,270,363	0.2
	介護保険事業 特別会計	1,668,835	—	1,668,835	—
	生活排水処理事業 特別会計	294,409	—	294,409	—
	後期高齢者医療事業 特別会計	332,063	—	332,063	—
	小計	3,463,552	2,118	3,465,670	0.1
企業 会計	水道事業会計	936,326	—	936,326	—
合計		12,130,685	2,118	12,132,803	0.0

※水道事業会計は、収益的支出と資本的支出の合計を計上しています。

※補正がない会計（補正総額がゼロを除く）は、「—」で表記しています。

3 会計別の主な内容

国民健康保険事業特別会計

■歳入

- (1) 繰入金 2, 118千円
財源調整として国民健康保険財政調整基金繰入金 2,118 千円を増額補正します。

■歳出

- (1) 諸支出金【目：一般被保険者保険税還付金 2, 118千円
高額な保険税の還付事案が発生したため、一般被保険者保険税還付金 2,118 千円を増額補正します。

【参考：経緯】

本事案は、令和4年4月23日、三重県国民健康保険団体連合会から社会保険と国民健康保険に重複して加入している方が存在すると情報提供がありました。

それを受け令和4年5月27日、健康ほけん課から国民健康保険の被保険者のうち社会保険に加入している方を対象に勧奨通知を郵送し、資格喪失の手続きが行われていないことが判明した方から順次、資格の喪失手続きを行っています。

そのうち、一人の方において令和4年6月7日に資格の喪失手続きが行われましたが、賦課（減少）を行う期間が平成29年度から令和3年度となり、還付金が高額となったことから補正事由が生じることとなりました。